

平成23年8月23日
岩手県保健福祉部

岩手県報告事項（東日本大震災津波関係）

Ⅰ 災害の状況について

1 地震の概要

項目	東北地方太平洋沖地震	宮城県沖を震源とする地震(最大余震)
発生日時	平成23年3月11日(金)14時46分頃	平成23年4月7日(木)23時32分頃
震央地名	三陸沖	宮城県沖
震源の緯度経度	北緯38°06.2' 東経142°51.6' 24km	北緯38°12.3' 東経141°55.2' 66km
規模(マグニチュード)	9.0 (モーメントマグニチュード)	7.1 (暫定値)
本震の最大震度	震度6弱:大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市	震度6弱:大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市、平泉町、奥州市
津波の最大波	宮古 11日15時26分 8.5m以上 釜石 11日15時21分 4.2m以上 大船渡 11日15時18分 8.0m以上	—

2 被害の状況（8月11日現在）

〔平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震〕

- (1) 人的被害・死者 4,632名
 行方不明者 2,045名
 〔うち、死亡届の受理件数 1,149件〕
 負傷者 139名
- (2) 建物被害(全壊半壊一部倒壊) 29,155棟

3 避難の状況

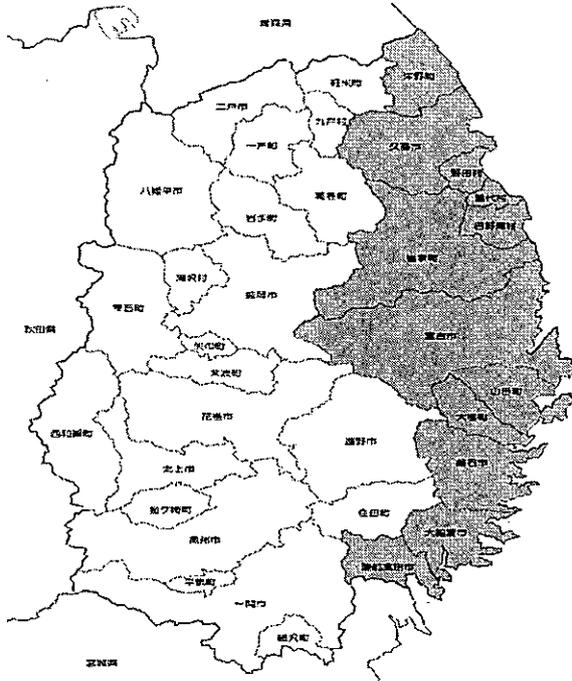
	4月11日現在 (県全体)		8月18日現在 (県全体)	
		うち沿岸市町村		うち沿岸市町村
避難所数(箇所)	376	387	23	21
避難者人数(人)	45,319	43,583	4,189	—
在避難所人数	21,363	19,627	206	193
在宅避難所人数	23,956	23,956	135	135
県内内陸親類宅等	—	—	2,308	—
他都道府県(県外)	—	—	1,540	—

※応急仮設住宅(建築分)の入居状況(8月12日現在)

完成戸数 ①	入居決定戸数 ②	入居決定率 ②/①	入居済戸数 ③	入居率 ③/②
13,983戸	12,320戸	88.1%	12,313戸	99.9%

岩手県沿岸市町村の医療提供施設の被害状況及び復旧状況【H23.8.1現在】

- 注1) 医療提供施設の被害状況及び復旧状況は、平成23年8月1日現在で把握している最新の情報に基づき作成したものの。
 注2) 「既存数」は、被災日における許可上の医療提供施設数(一般住民の診療を行っていない医療機関を控除した数)
 注3) 病院、診療所、歯科診療所の「再開」とは、保険診療の再開を意味するもの。
 注4) 調剤薬局の「再開(仮設)」とは、薬事法で調剤許可を得ている場所以外での調剤を意味するもの。



種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	1					
診療所	3					
歯科診療所	5					
調剤薬局	2					

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	3	2	2			
診療所	15					
歯科診療所	15	1	1			
調剤薬局	12					

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院						
診療所	1	1		1		
歯科診療所	1	1	1			
調剤薬局	2	2	1	1		

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	1	1		1		
診療所	4	3		2		1
歯科診療所	5	5		3		2
調剤薬局	10	8		3		5

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院						
診療所	1					
歯科診療所	1					
調剤薬局	1					

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	1	1		1		
診療所	7	7		4	1	2
歯科診療所	6	6		4(※)		2
調剤薬局	6	6		5		1

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院						
診療所	1					
歯科診療所	2	1				1
調剤薬局	1					

※4人の歯科医師で1カ所の仮設歯科診療所を運営

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	5	5	5			
診療所	13	6	1	3		2
歯科診療所	18	11	2	2	5	2
調剤薬局	16	7	1	2		4

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	1					
診療所	6	1	1			
歯科診療所	5					
調剤薬局						

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	1	1	1			
診療所	24	10	4	3	1	2
歯科診療所	18	11	4	1	3	3
調剤薬局	20	11	6	3		2

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	4	2	2			
診療所	28	12	10	1		1
歯科診療所	24	13	10	1		2
調剤薬局	21	10	7			3

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	2	1		1		
診療所	9	9	2	3		4
歯科診療所	9	9		4	2	3
調剤薬局	9	9		4		5

種別	既存数	被災	再開		再開見込	未定
			自院	仮設		
病院	19	13	10	3	0	0
診療所	112	49	18	17	2	12
歯科診療所	109	58	18	15	11	14
調剤薬局	100	53	15	18	0	20

医推第 1252 号
平成 23 年 3 月 15 日

学校法人岩手医科大学
理事長 大堀 勉 様

岩手県保健福祉部長

東北地方太平洋沖地震災害に立ち向かうための協力要請について

3月11日午後に発生した東北地方太平洋沖地震災害に立ち向かうために、別添のとおり県においては知事メッセージを発したところであります。

この未曾有の地震災害に立ち向かっていくために、関係機関、団体が結集していくことが不可欠であり、貴大学のご支援、ご協力を是非ともお願いします。

また、基幹災害拠点病院としてのご対応もよろしくお願いします。

なお、厚生労働省、文部科学省に対し、別紙のとおりまずは総括的な支援要請を行ったことを申し添えます。

医 推 第 1252 号
平成 23 年 3 月 15 日

社団法人岩手県医師会
会長 石川 育成 様

岩手県知事 達増 拓也

医療班の編成及び派遣要請について

3月11日午後に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波によって、本県は、これまでにない大きな災害を被りました。

この未曾有の災害に立ち向かうために、関係機関、団体が結集していくことが不可欠であり、貴会のご支援、ご協力を是非ともお願いします。

つきましては、被災地の医療救護活動のため、災害時の医療救護に関する協定書第2条に基づき、貴会の医療班の編成及び派遣を要請します。

なお、発災後、貴会がこれまで自主的に医療班を編成して派遣したものについても、同協定書第2条の2に基づき、県の要請があったものとみなすことを申し添えます。

医推第 1252 号
平成 23 年 3 月 15 日

社団法人岩手県歯科医師会
会長 箱崎 守男 様

岩手県保健福祉部長

東北地方太平洋沖地震災害に立ち向かうための協力要請について

3月11日午後に発生した東北地方太平洋沖地震災害に立ち向かうために、別添のとおり県においては知事メッセージを発したところであります。

この未曾有の地震災害に立ち向かっていくために、関係機関、団体が結集していくことが不可欠であり、貴会のご支援、ご協力を是非ともお願いします。

なお、厚生労働省、文部科学省に対し、別紙のとおりまずは総括的な支援要請を行ったことを申し添えます。

東北地方太平洋沖地震災害に立ち向かうために

3月11日午後に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」によって、本県は、これまでにない大きな災害を被りました。

現在、岩手県では、何よりもまず人命を救助することを第一に国をはじめ、自衛隊、広域緊急救助隊、広域緊急消防隊などのあらゆる関係機関とともに救援活動に全力をあげて取り組んでいます。

また、海外からの救援隊が県内に入って活動をはじめているほか、全国の皆様からも暖かい励ましとご支援をいただいています。

岩手県は、これまで幾度も大きな自然災害に見舞われてきましたが、その都度屈することなく、苦難を乗り越えてきました。今回の想像を絶する大災害に当たっても県民の皆さんをはじめ、関係機関、企業、NPOなど、あらゆる方々の力を結集することにより、必ずや克服できることを信じています。

この未曾有の地震災害に立ち向かっていくためには、これまで以上に、県はもとより、関係機関や団体が心を一つにして、強い気持ちを持ち、結集していくことが不可欠です。

この困難な状況を乗り越えていくため、皆様方の絶大なるご支援、ご協力を是非ともお願いします。

平成23年3月14日

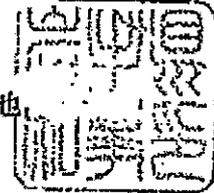
岩手県知事 達増拓也

医推第 1256 号

平成 23 年 3 月 15 日

各都道府県知事 様
(災害医療担当扱い)

岩手県知事 達増 拓也



東北地方太平洋沖地震に係る医師等の派遣について (依頼)

災害対策基本法第 74 条の規定に基づき、医師等の医療救護活動の応援を求めます。

なお、現時点での概要は、以下のとおりです。

おって、詳細については、県内ニーズの状況を踏まえ調整します。

記

- 1 当分の間、被災地での自治体の支援は期待できないことから、被災地で移動が可能な車両 (氷雪路での走行の可能性あり) での参集とし、派遣する医師等の生活物資 (活動期間中の飲料水・食料、車両の燃料、衛星携帯電話、薬品、生活必需品等) の持参や宿泊先の確保など、いわゆる完結型の医療救護支援を原則とすること。
なお現在、県内においては車両等の燃料 (ガソリン等) の確保が著しく困難となっていることを申し添えます。
- 2 また、現在は DMAT による救命救急活動から、避難場所での一般医療のほか、感染症、食中毒予防対策や、心のケアを含めた保健医療活動を必要としていること。
- 3 避難住民の医療救護活動の実施に当たっては、本県医師・看護師等と連携を取り対応されたいこと。
- 4 期間については、当面本年 4 月までを予定とすること。

担当：保健福祉部医療推進課 地域医療推進担当
〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
電話：019-629-(5415 又は5414)
FAX：019-626-0837

医療救護班登録票

※現時点では、がれきを避けながら救助活動、救護活動を各機関全力で行っており、危険を伴った活動となる状況であり、現場と連絡がつかない避難所も多数ある状況です。

よって、当分の間、被災地での自治体の支援は期待できませんので、被災地内で移動が可能な車両(氷雪路での走行の可能性あり)での参集し、衛星携帯、活動期間の食糧、薬品、生活必需品等を持参したいわゆる完結型の医療救護支援が原則となります。

また、現在は、いわゆるDMATIによる救命救急活動から、避難場所での一般医療の他、感染者、食中毒予防対策や、心のケアを含めた保健医療活動が必要としております。

派遣団体名

電話番号、メールアドレス

担当者名

医療班体制 (職種、人数、 チーム数)	(チーム数) (人数)	合計	チーム 人	※表の欄が足りない場合は別紙での報告でも結構です。		
	職種 (医師、看護師、他)	氏名	(医師のみ)診療科	経験年数		
衛星携帯番号						
車両種類、 ナンバー						
活動期間						
備考						

参集場所:岩手県保健福祉部医療推進課
岩手県盛岡市内丸10-1 TEL019-629-5416
FAX019-626-0837

【岩手県からの救護班派遣要請のお願い】

1/1 ページ

差出人: [REDACTED]@pref.iwate.jp
件名: 【岩手県からの救護班派遣要請のお願い】
日付: 2011年 3月 16日 (水) 9:51
宛先: [REDACTED]

各都道府県担当各位
(災害医療担当課あて、担当課が異なる場合は適宜ご転送願います)

岩手県として、別添のとおり、全国の都道府県へ救護班派遣の要請をいたします。
これは、災害対策基本法74条に基づく都道府県知事等に対する応援の要求です。
費用に関しては、災害救助法の規程が基本となります。

なお、他県からの救護班の確保数の決定に当たっては、現在、県内のニーズについて調査中です。

既に、幾つかの医療機関から、支援の申し出が寄せられているところですが、ニーズを把握したうえでないと、詳細の提示（活動場所など）等が困難であることから、まずは「別添様式」により事前情報の登録をお願いしているところです。

県内の救護班への周知方、よろしくお願ひします。
※申し出があった医療機関に対しては、併せて、事前情報登録（別添様式）を提供いただければ幸いです。

岩手県保健福祉部医療推進課
地域医療推進担当

電話019-629-5415
FAX 019-626-0837

差出人: 菊池 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>
件名: 【事務連絡(岩手県)】当県への救護班要請の件についてのお願い
日付: 2011年 3月 18日 (金) 8:28
宛先: [REDACTED]@pref.hokkaido.lg.jp(2件目以降は省略)
Cc: [REDACTED]@pref.miyagi.jp(2件目以降は省略)

各都道府県 医療担当課 ご担当者様 各位
(ご担当が異なる場合は適宜、ご担当者へ転送等願います。)

岩手県医療推進課の菊池と申します。
お世話になっております。

さて、当県から災対法に基づく医療救護班の派遣要請(別添※公印無し)を行ったところですが、

現在、DMAT対応(急性期)の時期から移行し、地域のリサーチ、ニーズ等を踏まえたうえで、県内の医療関係者内で連携・調整をしながら、地域々における医療救護班の構築に向けて取り組んでいるところです。

各県からのお心づかいはありがたく、多くの医療機関の方からお問い合わせをいただいているところですが、実情を申し上げますと、マッチング調整前の諸々の対応(既に医療機関が現地へ向かっているなど)が生じており、現場は混乱しております。

現時点では、県内ではガソリンの供給も非常に厳しく、求めているのは、比較的長期・継続的・自己完結型の救護班です。

■ 被災地での医療班の重複や医療班の活動が少ない地域も存在するなど、各県からの医療機関からの申し出においては、事前情報(別添様式)を予めいただいたうえで、必ず事前にご支援の申し込みをいただき、日程調整等、現地ニーズのマッチングが整ったものから、お願いをしていきたいと考えております。

受入調整等が整わない状況では、ご迷惑をおかけしますので、貴下の医療関係者から申し出があった際におかれましては、この旨、周知をするなど、ご配慮をいただければ幸いです。

岩手県保健福祉部医療推進課
地域医療推進担当 菊池 [REDACTED]
電話019-629-5415
FAX 019-626-0837
E-mail: [REDACTED]@pref.iwate.jp

添付ファイル:

110315(救護班要請).pdf

82.4 k

事前登録様式.pdf

71.2 k

差出人: 菊池 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>
件名: 【追加情報(岩手県)】当県への救護班要請の件についてのお願い
日付: 2011年 3月 19日 (土) 11:43
宛先: [REDACTED]@pref.hokkaido.lg.jp(2件目以降は省略)
Cc: [REDACTED]@pref.miyagi.jp(2件目以降は省略)

各都道府県 医療担当課 ご担当者 様 各位
(ご担当が異なる場合は適宜、ご担当者への転送等願います。)

岩手県庁医療推進課の菊池と申します。
お世話になっております。

さて、当県の避難所における救護班派遣の件についてですが、派遣決定までの一連の手続きの概要について、追加情報としてご連絡します。

一部、繰り返し事項となって恐縮ですが、当県の状況に鑑み、貴下の医療機関から申し出があった場合に当たっては、この旨周知される等、ご配慮をいただけると幸いです。

記

1. 原則、当県あて事前情報をいただいている医療機関のみが対象です。
(お願いしたいのは、長期・継続的・自己完結的なチームを想定しております。)

2. 当県では「医療救護体制運営会議」を設置しており、申出医療機関からの事前情報に基づき、現地ニーズの確認等(リサーチ結果、現地保健所等の受入確認等)を行いながら、当運営会議において、マッチング調整等を行っております。
マッチングが整った場合においてのみ、派遣のお願いをしたいと思います。

■医療救護体制運営会議

→メンバー: 岩手医大、県医師会、日赤、国立病院機構、県医療局(県立病院)及び県庁。原則、毎日ミーティング開催。

3. マッチング調整が整った医療機関に対しては、岩手到着の際におかれては、県庁9F(保健福祉部医療推進課)に、原則お立ち寄りいただきます。その際、以下の事務連絡を実施したいと存じております。

- ・オリエンテーション(現地連絡先の情報提供、現場説明等)
- ・許可証の交付(基本的に県を通さないチームとの区分のため)

お心づかい、大変感謝しております。

しかしながら、連日、医療機関等からの電話の応対等にスタッフが忙殺されている状況となっており、調整に急を要するもの、単発的な申し出には、現地事情もあり、必ずしも、対応しかねる場合も多々想定されます。回答の遅延など、非礼をおかけすることも多々あるかと存じます。

各県におかれては、申し出のある医療機関との調整の板挟み等で、大変ご苦勞をおかけしておるところであり、申し訳ございません。

岩手県保健福祉部医療推進課
地域医療推進担当 菊池 [REDACTED]
電話019-629-5415
FAX 019-626-0837
E-mail [REDACTED]@pref.iwate.jp

平成23年3月19日

各 都道府県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る
災害救助法の弾力運用について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した各都道府県及び被災者を受け入れている各都道府県においては、既に災害救助法に基づき応急救助を実施していただいているところであるが、今般の震災による被害の甚大さにかんがみ、災害救助法の運用に当たって下記に留意し、被災地はもちろん被災地でない都道府県においても積極的に被災者の救助に当たりたい。

また、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

1 特別基準の設定について

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「一般基準」という。)に基づき実施されているところであるが、被災状況等によって、一般基準では対応できない場合もあるので、特別基準を設定することが可能とされている。

2 特別基準の運用について

特別基準の設定及び運用については個々具体の被災状況を踏まえ決定されるものであるが、各自治体等からの問い合わせの多い事項については、次のような取扱いとする。

(1)避難所の設置

公共施設等を避難所として開設することを原則とするが、これだけでは不足する場合や

高齢者等の利用に配慮した避難所が必要となる場合等には、必要に応じて、公的な宿泊施設を利用したり、民間の旅館、ホテル等を借り上げるにより避難所として活用することも可能であるので、積極的に検討されたい。なお、この場合、地域の実情に応じて避難所の設置のため相当な経費は国庫負担の対象となるので留意されたい。

(参考)なお、「相当な経費」として、新潟県中越地震の際には特別基準として1人1日5,000円(食事込)の基準を設定した。

(2) 避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給については、一般基準では7日以内とされているが、災害救助法を適用した自治体との電話による協議の結果、2ヵ月までとすることに同意したので了知されたい。

(3) 応急仮設住宅の給与

応急仮設住宅の給与に当たっては、寒冷地仕様にも配慮すること。また、地域の実情に応じ、民間賃貸住宅、空き家の借り上げにより設置することも差し支えないので留意されたい。

(参考)なお、岩手・宮城内陸地震の際には、寒冷地であることに配慮して、民間賃貸住宅について1戸当たり月額6万円で借り上げた。

(4) 応急仮設住宅の着工期間

応急仮設住宅の着工期間については災害発生の日から20日以内とされているが、被災状況にかんがみ、この期間に着工することができない場合も想定されるので、この期間を超えてもできるだけ早期に着工するのであれば差し支えないので了知されたい。

3 広域にわたる避難が行われた場合の取扱い(法第35条の活用)

一般の災害の被災状況にかんがみ、災害救助法が適用された都道府県からの県域を越えた避難も想定される場所であるが、このような避難についても、当然、災害救助費等負担金の国庫負担の対象となる。法に規定する各種の救助に要する費用については、災害救助法の適用を行った都道府県が支弁することになるが、被災した都道府県から要請を受け、災害救助法が適用された市町村からの避難者を受け入れて行われた救助については、受け入れた都道府県から災害救助法の適用を行った都道府県に対して求償することが法律上もできることとされているので留意されたい。

4 その他

(1) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の4第1項又は第70条の6第1項に基づき贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地を都道府県が災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく応急仮設住宅のために

一時使用する場合は、農地に戻す見込みがある等所定の要件を満たすときは農地に係る贈与税又は相続税の納税猶予が継続される特例（同法第70条の4第17項又は第70条の6第21項）があるので、御了知願いたい。詳細については、追って連絡するが、贈与税等の納税猶予の適用を受けている農地を応急仮設住宅用地として検討される場合には、事前にご相談いただきたい。

(2) 御遺体の発見場所から安置所までの輸送に係る経費についても、災害救助費等負担金の国庫負担の対象となるので留意されたい。

(参考) 医療救護業務

【岩手県】救護医療チーム派遣調整業務について

1/1 ページ

差出人: 坊良 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>
件名: 【岩手県】救護医療チーム派遣調整業務について
日付: 2011年 4月 8日 (金) 23:10
宛先: [REDACTED]
Cc: 菊地 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>, 菊池 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>, 木村 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>, 佐々木 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>, 武田 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>

各都道府県等担当者 様

この度の震災への様々な支援、誠にありがとうございます。

本県への救護医療チーム受入、配置調整を担当して参りましたが、明日 (4/9) から次のとおり担当を変更させていただきますので、連絡いたします。

これまでの業務実施におきましてご助言、ご指導頂きましたことに感謝申し上げますとともに、本県震災の復興につきまして、引き続きご支援願いますようお願い申し上げます。

【派遣調整担当】

■救護医療班派遣調整総括

菊池 [REDACTED] ⇒ [REDACTED]@pref.iwate.jp

■宮古市、山田町 (宮古保健所管内)

菊地 [REDACTED] ⇒ [REDACTED]@pref.iwate.jp

■釜石市、大槌町 (釜石保健所管内)

武田 [REDACTED] ⇒ [REDACTED]@pref.iwate.jp

■大船渡市、陸前高田市 (大船渡保健所管内)

菊池 [REDACTED] ⇒ [REDACTED]@pref.iwate.jp

岩手県保健福祉部医療推進課

地域医療推進担当 坊良 [REDACTED] (ぼうら [REDACTED])

TEL019-629-5416/FAX019-626-0837

メール: [REDACTED]@pref.iwate.jp

【保健福祉部の合言葉】

“私たちは、ユニバーサルデザインの考え方
(不便なく、使いやすく、わかりやすく)
を基本に行動します。”

差出人: 菊地 <[redacted]@pref.iwate.jp>
件名: 【お願い】医療救護班の交替メンバー等の情報について
日付: 2011年4月11日(月) 14:17
宛先: [redacted]
Cc: 武田 <[redacted]@pref.iwate.jp>(2件目以降は省略)

岩手県に医療救護班を派遣していただいている団体のご担当者様
(ご担当でない場合は、お手数ですが担当の方に転送願います。)

岩手県庁医療推進課、菊地と申します。
この度の地震・津波災害に係る医療救護班の派遣につきましては、
いろいろとお骨折りいただき、本当に感謝申し上げます。

3/11の被災から今日で1か月となりました。
被災地は徐々に落ち着きを取り戻しつつあるように見えるものの、
いまだに多くの方々が避難所暮らしを強いられるなど、
厳しい状況に置かれていることは事実です。

一方で、仮設住宅等の建設と避難所の集約、病院や開業医の体制整備、
避難所となっていた学校の再開など、被災地と医療救護班を取り巻く
環境にも変化が生じており、
今後は、各地域の状況を踏まえながら、通常の医療体制に
どのようにして戻していくのが大きな問題と考えております。
派遣団体の皆様方には、今しばらくお力をお貸しいただければと思います。

- 1 救護班メンバーが交替する際の情報提供について(依頼)
各地の市町村や保健所から、地域の医療体制確認のために、
救護班のなかでメンバー交替がある際には、
事前に情報提供いただけるとありがたいとの相談を受けております。
現在も、随時情報提供いただいている団体もごさいますが、
それ以外の団体にあっても、よろしく願いいたします。

情報提供の方法は、添付した「登録票」に、交替後のメンバーに関する
必要事項を記載し、メールあるいはFAXでお願いいたします。

メール [redacted]@pref.iwate.jp
FAX 019-626-0837

- 2 各地域ごとの調整担当について(事務連絡)
先週末で、派遣調整の総括窓口となっていた坊良(ボウラ)が異動し、
各派遣地域ごとに、下記の担当となっております。
不明な点等につきましては、なんなりとご相談ください。
・陸前高田、大船渡 …菊地 <[redacted]@pref.iwate.jp>
・釜石、大槌 …武田 <[redacted]@pref.iwate.jp>
・宮古、山田 …菊地 <[redacted]@pref.iwate.jp>

- 3 その他
上にも記載いたしましたとおり、本県の状況としては、
既存の病院や開業医の先生による診療再開の動きは出てきているものの、
通常体制に戻るにはいましばらくの時間を要するため、
その間、皆様方からのお力をお借りしたいという状況です。

3月に各都道府県あてに救護班の派遣を要請した際の文書では、
「当面4月末まで」というかたちでお願いしておりますが、
5月以降の協力の要請についてあらためて文書を出す方向で検討しております。
もう少しお時間をいただきますようお願いいたします。

岩手県保健福祉部医療推進課
菊地 (きくち [redacted])
TEL 019-629-5415

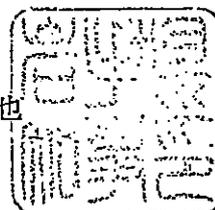
医推第104号
平成23年4月13日

関係都道府県知事
(災害医療担当課扱い)

様

関係医療機関等の長

岩手県知事 達増 拓也



東日本大震災津波に係る医療救護活動の派遣について（依頼）

関係都道府県及び関係医療機関におかれましては、これまで、当県被災地へ医療救護活動チームを派遣し、多くの医療提供のご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、被災地においては、発災後1か月を経過したところではありますが、未だに多くの方々が避難所生活を強いられるとともに、地域医療機関の通常医療の再開の目処には至っていない状況にあります。

本県としては、医療救護活動のご支援を現にいただいている各位を基調として、地域医療機関による通常医療が再開できるまでの当分の間、引き続き、医療救護活動チームの派遣の継続をお願いしたいと考えております。

つきましては、被災地における当面の医療提供体制確保の指針として活用するため、各位の医療チームの派遣に当たり、予め今後の派遣可能期間（見込み）についてご意向をお伺いしたいと存じます。お手数をおかけしますが、別紙様式により、岩手県庁保健福祉部医療推進課あて平成23年4月26日（火）までにご回答をお願いします。

おって、現時点の概要については以下のとおりですが、詳細については地域のニーズの状況に応じて、適宜調整します。

記

1 派遣依頼期間及び活動内容

- (1) 避難所を中心とした医療救護活動（概ね発災後3か月程度：23年6月末頃までを目処）
- (2) 仮設診療所及び地域医療機関等での医療支援活動（概ね発災後3か月～）等

派遣依頼期間や活動内容は現時点の目安であり、今後、仮設住宅等の建設や避難所の集約、地域医療機関の通常医療の再開に向けた取組等の環境変化が見込まれるところであり、地域の事情やニーズの状況に応じて、内容の変更が想定されますので留意願います。

2 その他

- (1) チームの派遣内容の調整については、現地（関係市町等）からの意向を基に、「いわて災害医療支援ネットワーク（岩手医大、県医師会、岩手県等の県内関係者で構成）」において行うものであること。
- (2) 引き続き、現地の医療関係者との連携に努めていただくとともに、自己完結型の支援についてご理解をお願いしたいこと。
- (3) 派遣チームの交代が生じる場合においては、現地への情報提供が必要ですので、メンバー登録票の事前提出についてご協力をお願いしたいこと。
- (4) 関係医療機関の長におかれましては、適宜、所属の都道府県庁（関係課）との情報共有等を宜しくをお願いしたいこと。

担当：保健福祉部医療推進課 地域医療推進担当

（陸前高田市・大船渡市） 菊池 [REDACTED] 内線 5415 [REDACTED]@pref.iwate.jp

（釜石市・大槌町） 武田 [REDACTED] 内線 5416 [REDACTED]@pref.iwate.jp

（宮古市・山田町） 菊地 [REDACTED] 内線 5414 [REDACTED]@pref.iwate.jp

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1

電話：019-629-（5414・5415・5416）、FAX：019-626-0837

(参考)医療救護業務

(別紙様式)

岩手県保健福祉部医療推進課 地域医療推進担当 御中(FAX019-626-0837)

〔回答〕……医療救護班【今後の派遣可能期間(見込み)】

平成23年 月 日

派遣団体名

担当者名、電話番号、メールアドレス

活動場所: (チーム数)

区分	上旬	中旬	下旬	備考
【記載例】	○ (派遣可能チーム数 1)	○(~4/20まで) (派遣可能チーム数 1)	×	〇〇病院
23年5月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
23年6月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
23年7月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
23年8月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
23年9月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
23年10月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
23年11月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
23年12月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
24年1月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
24年2月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	
24年3月	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	(派遣可能チーム数)	

(記載上のお願ひ)

○ 長期の見込みを立てることは極めて困難だと思っておりますので、現時点で把握できる範囲で結構ですが、**当面、6月末までの見通しまで、できるだけご報告をいただけると幸いです。**

岩手県保健福祉部医療推進課 地域医療推進担当
岩手県盛岡市内丸10-1 Tel019-629-5416
FAX019-626-0837

差出人: AD0002@pref.iwate.jp
件名: 【岩手県】医療救護班の継続派遣について(依頼)
日付: 2011年 4月 15日 (金) 9:38
宛先: [REDACTED] (2件目以降は省略)

関係都道府県 災害医療担当課 ご担当者 各位

(※ご担当者が異なる場合には、ご担当者へ転送願います。)

これまで当県被災地へ医療救護活動チームを派遣いただき、多くのご支援をいただいていることに対し、深く感謝申し上げます。

発災後1ヵ月が経過しましたが、被災地ではまだ多くの方々が避難所生活を送っており、地元医療機関の診療再開には至っていない地区が多い状況です。

本県としては、地元医療機関による通常診療の再開の目処に至るまでの当分の間、引き続き、医療救護活動チームの派遣継続をお願いしたいと考えております。これについて、現在ご支援をいただいている都道府県を基調としてお願いできればと考えているところです。

つきましては、各都道府県の医療チームの派遣に当り、予め今後の派遣可能期間(見込み)についてのご意向をお伺いし、今後の医療救護班確保の調整をさせていただきたいと思っております。

お手数をおかけしますが、別紙様式により当課までご回答をよろしくお願いいたします。

◆岩手県保健福祉部医療推進課
地域医療推進担当
TEL:019-629-5415, 5416

添付ファイル:

【岩手県】医療救護活動班派遣依頼.pdf
様式 医療救護班(意向確認).xls

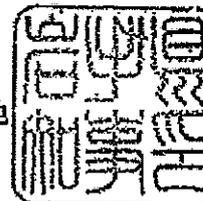
337.0 k

60.2 k

医推第 147 号
平成 23 年 4 月 22 日

社団法人日本小児科学会
会長 五十嵐 隆 様

岩手県知事 遠増 拓也



小児科医師派遣の緊急要請について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、当県に未曾有の被害を与え、想定をはるかに広範な被災と避難者の発生により、医療活動の維持が極めて困難となっております。

このような状況にあつて、大きな被害を受けた当県沿岸地域の基幹病院として診療を行っている岩手県立大船渡病院をはじめ被災地域の病院においては、現在、小児科専門医師の不足により、診療に支障を来している状況であります。

県内での診療応援も医師不足により派遣が困難であり、診療にあたっている医師の体力や精神力も限界に近づいております。

貴会におかれましては、当県のこうした事情をご推察いただき、当県医療の確保のため、岩手県立大船渡病院をはじめ被災地域の基幹病院への小児科医師の派遣について特段のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

担当：岩手県保健福祉部医療推進課地域医療推進担当 菊池

電話：019-629-5415 (直通)

FAX：019-626-0837

(岩手県立病院の担当課)

岩手県医療局 医師支援推進室 千葉

電話：019-629-6365

記者クラブ 各位

「岩手災害医療支援ネットワーク」による医療支援体制について

今般の災害に対する医療については、発災当初の救命救急医療を中心としたDMATによる活動から、避難所等における避難者の慢性疾患対応や健康管理といった救護医療へとニーズが移ってきていますが、避難所が多数で広範囲にわたるため、これに対応する医療提供体制が必要となっています。

このため、被災直後から岩手県地域防災計画に基づく医療救護班を編成する主な主体である岩手医大、県医師会、日赤、国立病院機構、県医療局、岩手県の6つの機関が連携体制の構築を進め、DMATが撤収した3月20日に「岩手災害医療支援ネットワーク」を立ち上げ、地域と調整を行いながら地域ごとに隙間のない継続的な災害医療の確保に向けた取組を進めていますので、お知らせします。

1 経過

- (1) 3月11日に発災した東北太平洋沖地震の被災者への医療については、発災当初は救助者への救命救急医療や、入院の必要な避難患者の内陸部へのヘリ搬送などを本県及び全国から派遣されたDMATにより対応。
- (2) 発災後、数日経過した時点から救急医療を主体としたDMATから、避難者を対象とした救護医療にニーズが移り始め、DMATに弾力的に救護医療にも対応いただきながら、県内の医療救護チーム、全国支援チームと随時入れ替えを行ってきている。
- (3) 避難所が多数で広範囲にわたるため、岩手医大、県医師会、日赤、国立病院機構、県医療局、岩手県の6つの機関が連携しながら、地域の災害医療ニーズに応じていく「岩手災害医療支援ネットワーク」を形成し、避難所への医療チームの派遣、地域医療機関の支援などを行っている。

2 運営体制

- (1) 構成主体：岩手医大、県医師会、日赤、国立病院機構、県医療局、岩手県
- (2) 上記の6機関が災害対策本部（県庁4階）に参集し、地域の要請をもとに連携調整を図りながら医療チームの派遣、医療機関の支援等を行う。

3 役割分担

- (1) 各主体の被災担当地域ごとに医療資源を集約し、同質で継続性のある医療救護を提供する体制を構築する。
- (2) 各主体は、各自治体等と連携の上、担当地域の継続的な医療救護の提供及び担当地域内の医療ニーズの情報をネットワーク会議に報告し、調整のうえ必要な対応を行う。
- (3) 医療救護支援のケース
 - ア 巡回診療型（参集拠点から各避難所を巡回して診療）
 - イ 避難所滞在型（避難住民が多く、宿泊・診療スペースがある避難所に滞在して診療）
 - ウ 後方支援型（災害拠点病院等での被災者の診療）

4 活動状況

3月22日現在、医療救護班約44チームが巡回診療、避難所滞在などの活動を展開中

担当：保健福祉部医療推進課
佐々木 内線：5416

○医療救護体制について

1 運営体制

- (1)岩手医大、県医師会、日赤、国立病院機構、県医療局、岩手県
 (2)基本的には以下の役割分担としつつ、上記の6機関が災害対策本部(県庁4階)に参集し、連携・調整を図りながら運営する。

団体名	主な役割	備考
岩手医大	派遣コーディネート、医大チーム調整、後方医療体制の確保	
県医師会	各県医師会からの要請調整、医師会チームの調整	
日赤	日赤チームの調整	
国立病院機構	国立病院チームの調整	
県医療局	県立病院チームの調整、後方医療支援の確保	
岩手県	全体調整、派遣状況の管理、行政情報収集提供	

2 医療救護活動

(1)県内参集拠点

岩手県保健福祉部医療推進課経由→各保健所

(2)各圏域の参集拠点

- ア 地元市町村の指定する参集拠点
 イ 県立病院(大船渡、釜石、宮古、久慈)

(3)地域でのコーディネート役

- ア 各保健所(大船渡、釜石、宮古、久慈)及び市町村
 イ 各保健所が所管地域の市町村と連絡を取りながら、避難所の状況、医療救護のニーズを把握し、医療推進課に定期的に情報を提供する。
 ウ 医療推進課は、各保健所からの情報を元に、上記6機関会議で対応を検討し、具体的な医療救護体制の調整や医療班の派遣地域を決定する。
 エ 派遣の要請を受けた医療班は、最初に県庁医療推進課に参集し、打合わせの後、指定を受けた地域を管轄する保健所又は市町村に参集する。
 オ 保健所及び市町村の指示により市町村参集拠点、避難所、県立病院等において診療を開始する。
 カ 保健所及び市町村は医療救護班の活動状況を把握し、必要に応じて医療推進課に要請を行い、医療推進課は支援の調整を行う。
 ※岩手医大、日赤、国立病院機構の担当分を除く。

(4)医療救護支援のケース

- ア 巡回診療型(参集拠点から各避難所を巡回して診療)
 イ 避難所滞在型(避難住民が多く、宿泊・診療スペースがある避難所に滞在して診療)
 ウ 後方支援型(災害拠点病院等での被災者の診療支援)

3 運用方式

- (1)1の各主体ごとに被災の大きい一定の地域をテリトリーとして医療資源を集約し、同質で継続性のある医療救護を提供する体制とする。
 (2)各主体は、担当地域の継続的な医療救護の提供及び担当地域内の他の医療チームとの連携を行う

主な被災地区	担当	備考
大船渡地区	岩手医大、県医療局	
陸前高田地区	日赤	
釜石地区	日赤	
大槌地区	岩手医大	
山田地区	国立病院機構	
宮古・田老地区	岩手医大、県医療局	
久慈・野田地区	岩手医大、県医療局	

岩手県災害対策本部内「医療対策班」運営要領 (災害医療支援ネットワーク)

岩手県災害対策本部内に、被災地における医療救護活動を統括する医療対策班（「災害医療支援ネットワーク」）を設置し、下記により運営する。

1 設置場所

岩手県災害対策本部内（県庁4階）

2 構成組織

岩手県医師会、岩手医科大学、日本赤十字社岩手県支部、医療局、岩手県保健福祉部（医療推進課）、その他関係者

3 活動時間

7:00～24:00（その他時間帯は岩手県医療推進課で対応）

4 主な活動内容

- (1) 被災各地域における医療ニーズ、医療救護班派遣拠点等の情報把握
- (2) 全国からの医療救護班派遣協力申出に関する全体調整
(基本的な役割分担)
 - ・ 岩手県医師会…医師会関係、個人による協力申出
 - ・ 岩手医科大学…大学病院関係
 - ・ 日本赤十字社岩手県支部…日赤救護班関係
 - ・ 岩手県保健福祉部医療推進課…上記以外
- (3) 医療救護班の派遣に関する全体調整（上記(2)の役割分担に基づき実施）
- (4) 医療救護班の活動状況等の情報把握に関する統括（上記(2)の役割分担に基づき実施）
- (5) 派遣中の医療救護班に対する各種情報提供
- (6) 被災地域からの緊急搬送要請への対応、そのための消防、自衛隊等関係機関との密接な協力
- (7) その他被災各地域における医療活動に関すること

5 活動期間

別途定める

【H23.4.20会議資料】・・・医療救護班体制の運営状況

NO	保健所名	市町村エリア	拠点救護所設置(案)	避難者数(4/17:17時)	4/20時点の救護班の主な取組予定(県把握分) (■は活動チームのカウント数)	活動チーム数(4/20)	4/21時点の救護班の主な取組予定(県把握分) (■は活動チームのカウント数)	活動チーム数(4/21)
<p>■日赤(9)、国立病院(1)、医師会(9)、自衛隊(3)、その他(28)</p>								
1	大船渡	陸前高田市	7	16,096	<p>■日赤(3チーム:秋田、盛岡、旭川)</p> <p>■三重県(三重大学、1チーム)</p> <p>■聖マリア病院(3/21~、1チーム)</p> <p>■千葉県(旭中央・市立青葉・県病院局3/18~、2チーム)</p> <p>■北海道(北大病院3/22~、1チーム)</p> <p>■岩手医科大学(秋田大3/27~)1チーム</p> <p>■東京都(都立駒込・東邦大学4/1~、2チーム)</p> <p>■医師会JMAT(三重~4/22、1チーム)</p> <p>■県立中央病院チーム(1チーム)</p>	13	<p>■日赤(3チーム:秋田、盛岡、旭川)</p> <p>■三重県(三重大学、1チーム)</p> <p>■聖マリア病院(3/21~、1チーム)</p> <p>■千葉県(旭中央・市立青葉・県病院局3/18~、2チーム)</p> <p>■北海道(北大病院3/22~、1チーム)</p> <p>■岩手医科大学(秋田大3/27~)1チーム</p> <p>■東京都(都立駒込・東邦大学4/1~、2チーム)</p> <p>■医師会JMAT(三重~4/22、1チーム)</p> <p>■県立中央病院チーム(1チーム)</p>	13
2	大船渡	大船渡市	7	6,521	<p>■財)日本オリンピック委員会(~/4/30、1チーム)</p> <p>■盛岡医療生協チーム(1チーム)</p> <p>■岡山県(3/25~、1チーム)</p> <p>■自治医科大学(3/25~、1チーム)</p> <p>■自治医大さいたま医療センター(1チーム)</p> <p>■医師会JMAT(北海道、1チーム)</p> <p>■県立大船渡病院への応援(県立南光、岡山大学、藤沢市民病院、心血管センター)</p>	6	<p>■財)日本オリンピック委員会(~/4/30、1チーム)</p> <p>■盛岡医療生協チーム(1チーム)</p> <p>■岡山県(3/25~、1チーム)</p> <p>■自治医科大学(3/25~、1チーム)</p> <p>■自治医大さいたま医療センター(1チーム)</p> <p>■医師会JMAT(北海道、1チーム)</p> <p>■県立大船渡病院への応援(県立南光、岡山大学、藤沢市民病院、心血管センター)</p>	6
3	釜石	釜石市	4	5,182	<p>■日赤(3チーム:小川、津久井、前橋)</p> <p>■自衛隊(1チーム)</p> <p>■富山県(3/17~、1チーム)</p> <p>■秋田県(災害医療救護チーム3/21~、2チーム)</p> <p>■県立釜石病院への支援(自治医大同窓会、岩手医大、北里大)</p>	7	<p>■日赤(3チーム:小川、津久井、前橋)</p> <p>■自衛隊(1チーム)</p> <p>■富山県(3/17~、1チーム)</p> <p>■秋田県(災害医療救護チーム3/21~、2チーム)</p> <p>■県立釜石病院への支援(自治医大同窓会、岩手医大、北里大)</p>	7
4	釜石	大船町	4	6,378	<p>■AMDA(~/4/20、1チーム)</p> <p>■医師会JMAT(青森、大阪②、油壘、長野)5チーム</p>	7	<p>■大阪府(府立病院機構3/22~、1チーム)</p> <p>■AMDA(~/4/20、1チーム)</p> <p>■医師会JMAT(青森、大阪②、油壘、長野)5チーム</p>	6
5	宮古	山田町	6	3,517	<p>■国立病院機構(~/4/22、1チーム:名古屋医療)</p> <p>■日赤(3チーム:和歌山、大阪、神戸)</p> <p>■自衛隊(2チーム:旭川、真駒内)</p> <p>■医師会JMAT(手稲溪仁会~/4/30、千葉4/12~、2チーム)</p> <p>■和歌山県(橋本市民病院~/4/30、1チーム)</p> <p>■県立山田病院への支援(戸塚共立第一病院)</p>	9	<p>■国立病院機構(~/4/22、1チーム:名古屋医療)</p> <p>■日赤(3チーム:和歌山、大阪、神戸)</p> <p>■自衛隊(2チーム:旭川、真駒内)</p> <p>■医師会JMAT(手稲溪仁会~/4/30、千葉4/12~、2チーム)</p> <p>■和歌山県(橋本市民病院~/4/30、1チーム)</p> <p>■県立山田病院への支援(戸塚共立第一病院)</p>	9
6	宮古	宮古市(田老地区)	1		<p>■地域医療チーム(国保田老・岩手医大・国境なき医師団)</p>	1	<p>■地域医療チーム(国保田老・岩手医大・国境なき医師団)</p>	1
7	宮古	宮古市(田老地区以外)	3	4,068	<p>■静岡県(県立総合他3/21~、2チーム)</p> <p>■北海道(札幌医大他3/22~)1チーム</p> <p>■青森県(県立中央他3/23~、1チーム)</p> <p>■沖縄県(中部病院他3/24~、1チーム)</p> <p>■山形県(県立新庄他3/28~、1チーム)</p> <p>■新潟県(新潟大、1チーム)</p> <p>■県立宮古病院への支援(県立中央、岩手医大、横濱市東部病</p>	7	<p>■静岡県(県立総合他3/21~、2チーム)</p> <p>■北海道(札幌医大他3/22~)1チーム</p> <p>■青森県(県立中央他3/23~、1チーム)</p> <p>■沖縄県(中部病院他3/24~、1チーム)</p> <p>■山形県(県立新庄他3/28~、1チーム)</p> <p>■新潟県(新潟大、1チーム)</p> <p>■県立宮古病院への支援(県立中央、岩手医大、横濱市東部病</p>	7
		岩泉町	-	213	<p>■院、聖隷三方ヶ原病院、久留米大学、看護協会)</p>	-	<p>■院、聖隷三方ヶ原病院、久留米大学、看護協会)</p>	-
8	久慈	久慈市		62				
		洋野町		0				
		野田村		313				
		菅代村		1				
沿岸地域外(後方支援等)			-	-	<p>■県立千厩病院への支援(岩手医大、自治医大さいたま医療センター)</p>	-	<p>■県立千厩病院への支援(岩手医大、自治医大さいたま医療センター)</p>	-
			32+α	42,612		50		49

■拠点救護所 設置箇所

[H23.5.2 現在]

NO	地域区分	拠点箇所（案）	主配置機関（予定）	備考
1	陸前高田市	高田第一中学校	日赤	
2		長部地区コミュニティセンター	北海道大、浜松市	
3		米崎コミュニティセンター	医療局、三重大、秋田大、 東京都、医師会	
4		東部地区デｲバﾞスセンター	千葉県、鳥羽医院	
5		竹駒地区（滝の里会館）	医師会（聖マリア病院）	下矢作地区（巡回）
6		二又地区	国保二又診療所	
7		<u>広田地区</u> （広田小学校）	国保広田診療所	
8	大船渡市	大船渡地区公民館	<u>自治医科大学</u>	
9		リアスホール	盛岡医療生協	
10		花菱縫製	国保越喜来診療所	
		末崎ふるさとセンター	（自治医科大学）	<u>巡回</u>
		赤崎・蛸浦地区	（盛岡医療生協）	<u>巡回</u>
<u>11</u>		綾里地区	国保綾里診療所	
<u>12</u>		吉浜地区	国保吉浜診療所	
<u>13</u>	釜石市	鈴子広場救護所	日赤	
<u>14</u>		旧釜石第一中	日赤	
<u>15</u>		栗林小学校	自衛隊	
<u>16</u>	大槌町	中央公民館（城山）	医師会	
<u>17</u>		大槌高校	医師会	
<u>18</u>		寺野体育館	医師会	
<u>19</u>		上町ふれあいセンター（大槌病院）	医療局	仮設診療所
		安渡小学校	（自衛隊）	巡回
		吉里吉里地区	（大阪府立病院機構）	巡回
<u>20</u>	山田町	山田町保健センター	医師会	
<u>21</u>		旧山田病院	医療局、近藤医院	
		<u>大沢地区</u> （大沢小学校）		<u>巡回</u>
<u>22</u>		<u>織笠地区</u> （山田高校）	日赤	
<u>23</u>		<u>舟越・大浦地区</u> （青少年の家）	日赤	
		<u>豊間根地区</u>		<u>巡回</u>
<u>24</u>	宮古市	田老地区（グリーンピア）	地域医療チーム(国保田老診療所他)	
<u>25</u>		磯鷄地区	青森県	
<u>26</u>		崎山地区	札幌医大	
<u>27</u>		重茂地区	静岡県	

■保健医療チームの主な活動状況・・・[H23.4.28時点]

(いわてで災害医療支援ネットワーク資料) (■県内、□県外機関)

NO	所属する市町村(ア)	所属する保健所(イ)	所属する支庁(ウ)	1 医療支援チーム (県医療推進課・医療局・保健所・岩手医大、県医師会、日赤、国立病院等)		2 県立病院への診療応援 (医療局、(県医療推進課)等)		3 心のケアチーム (県産い保健福祉課・精神保健福祉センター・保健所、岩手医大等)		4 保健師巡回チーム (県健康国保課・保健所等)		5 歯科医療・歯科口腔ケア巡回チーム (県歯科医師会(県医療推進課・医療局)等)		6 災害支援ナーース応援 (県看護協会(県医療推進課・医療局)等)		7		8		9		備考	
				内容	チーム人数	内容	チーム人数	内容	チーム人数	内容	チーム人数	内容	チーム人数	内容	チーム人数	内容	チーム人数	内容	チーム人数	内容	チーム人数		
1	大船渡	大船渡市	7	15,299	12	-	-	3	3	7	2	2	2	2									
2	大船渡	大船渡市	6	6,287	3	7	7	3	3	20	20	2	2										
3	釜石	釜石市	3	4,433	3	3	3	2	2	15	15	2	2										
4	釜石	大槌町	4	5,950	7	7	7	2	2	14	14	6	6										
5	宮古	山田町	6	3,204	3	1	3	3	3	14	14	6	6										
6	宮古	宮古市	4	3,270	7	6	6	2	2	14	14	6	6										
7	久慈	久慈市	1	82	-	-	-	1	1	16	16	1	1										
8	沿岸地域外(後方式援等)	-	-	-	-	2	2	-	-	49	49	7	7	12	12	0	0	0	0	0	0		
合計			30	39,488	46	19	19	16	16	49	49	7	7	12	12	0	0	0	0	0	0		

○いわてで災害医療支援ネットワーク(平成23年9月20日設置)
 一 構成主体:岩手医大、県医師会、日赤、国立病院機構、県医療局、岩手県・・・(このほか、逐次、保健医療関係者が参加)
 一 地域の要請をもとに連携調整を図りながら、医療チームの派遣や医療機関等の支援等を実施・・・(原則、毎日18:00～ミーティングを開催)

避難所におけるインフルエンザ，ノロなどの感染対策の暫定方針

1. 現場救護班は，診断名ではなく，重傷度に基づいて入院適応を判断し，入院要請する。
2. 入院は，要請を受けた後方病院の判断を尊重し，新型インフルエンザと同様，高度脱水，肺炎，脳炎などを入院適応とする。
3. 入院適応の判断とは別に，真性のノロあるいはインフルエンザは，各避難所で診断キットを用いて分離し，隔離する。
4. 避難所では，隔離室を設ける。
5. 現場の隔離室は保健室などとし，不足の場合は予防投与クラスターごとに他の避難者と2 m以上隔離するか，段ボールなどで区分する。
6. 隔離期間は，24時間の無熱（目安37°C未満）確認後，3日目までとし，従前の場所に復帰とする。（*足かけ4日，タミフル5日分処方とすると，ほぼ飲みきりで復帰となる。）
7. 半径2 m以内で常時接していた人に，タミフル予防投与を行う。
8. 100名以上が避難している施設では，面会等のアクセスを制限を指導する。
9. ワクチンは自衛隊員など，近接して行動する集団以外は接種作業のための医師確保を考えると現実的ではなく，副反応のリスクを考えると現時点では推奨されない。
10. インフルエンザ診断キットをインデックスケース（クラスター中の初発例または典型例）に施行する。
11. ノロのキットは岩手医科大学感染対策室に保管しており，配備されていない診療拠点に順次提供可能である。現場救護班は岩手災害医療支援ネットワーク本部に必要な数を要求する。また，タミフルについては現地の保健所も保管しており，使用可能である。

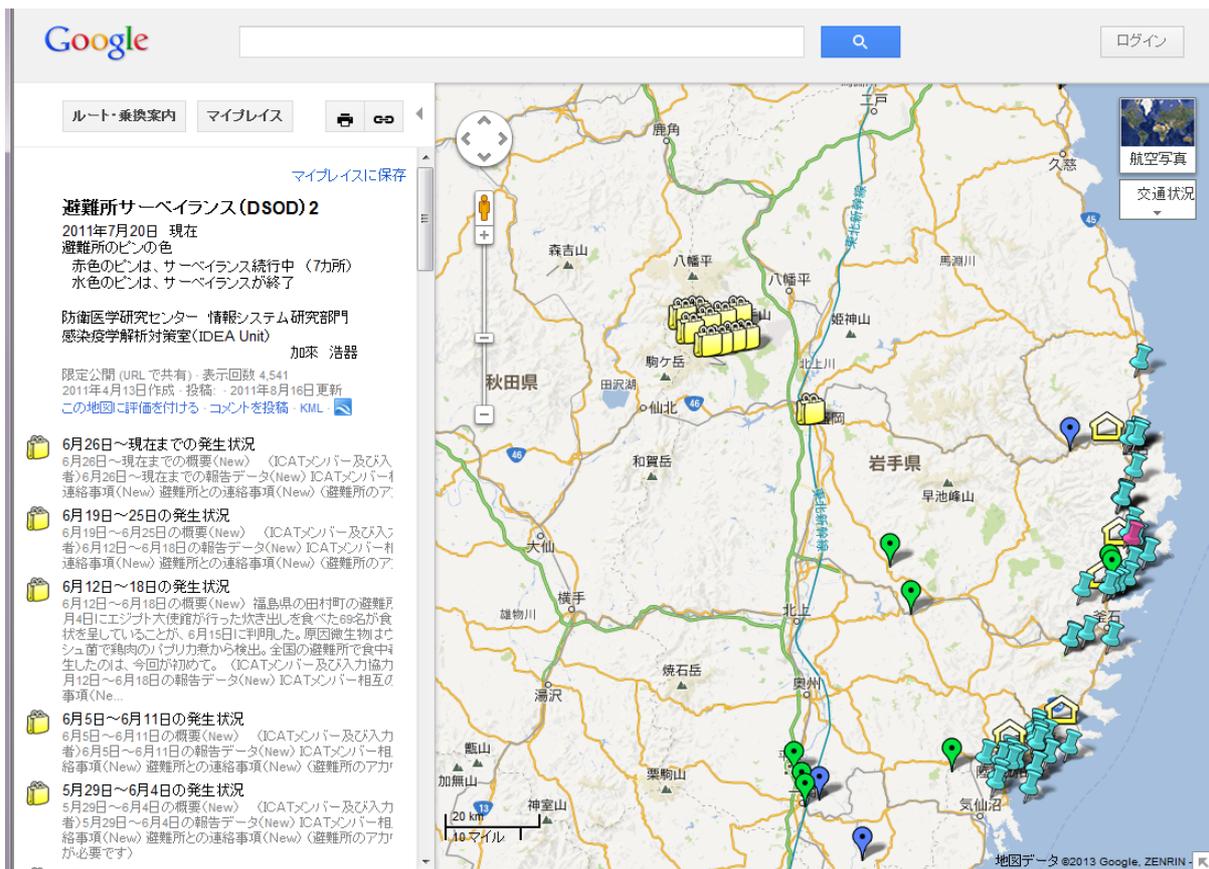
避難所サーベイランス（抜粋）

● 6月1日の概要

- 25施設から報告（陸前高田5、大船渡市6、釜石4、大槌4、山田4、宮古2）
- 避難者数2879名（うち5歳未満74名）
 - ・急性呼吸器症候群28名
 - *高田第一中学校25名、長部症・コミセン・長部保育園2名、城山体育館1名
 - ・急性胃腸症候群8名
 - *高田第一中学校7名、釜石観光センター1名
 - ・急性発疹・粘膜・出血症候群なし
 - ・急性神経・筋症候群1名（昨日に続いて高田第一中学校からもう一例か）
 - ・インフルエンザ様疾患1名（サンビレッジ高田）

● 5月31日の概要

- 19施設から報告（陸前高田6、大船渡市6、釜石1、大槌4、山田6、宮古0）
- 避難者数2872名（うち5歳未満42名）
 - ・急性呼吸器症候群40名
 - *高田第一中学校25名→23名（2名がインフルエンザBと判明したため）、安渡小学校7名、長部症・コミセン・長部保育園4名、広田小学校2名など
 - ・急性胃腸症候群11名
 - *高田第一中学校7名、寺野弓道場3名
 - ・急性神経・筋症候群1名（高田第一中学校）→医療機関に搬送、検査中
 - ・インフルエンザ様疾患1名→3名（安渡小学校1名、高田第一中学校2名）
 - *高田第一中学校の→修正情報は、I C A Tメンバーが現地で支援活動中の日赤のメンバーへの聞き取り調査に基づくものです。



集計1 平成23年7月都府県別熱中症による救急搬送状況(表)

都道府県	平成23年7月1日～7月31日											
	年齢区分(人)						初診時における傷病程度(人)					
	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計
1 北海道	0	2	28	91	115	236	0	1	55	173	7	236
2 青森県	0	0	26	39	57	122	1	4	52	62	3	122
3 岩手県	0	3	34	72	148	257	1	17	111	123	5	257
4 宮城県	0	6	51	190	189	436	0	16	208	212	0	436
5 秋田県	0	5	24	66	106	201	0	2	56	112	31	201
6 山形県	0	1	33	67	72	173	1	3	59	108	2	173
7 福島県	0	0	36	150	219	405	1	8	130	252	14	405
8 茨城県	0	6	72	202	193	473	1	14	163	295	0	473

(平成 23 年 8 月 10 日総務省消防庁資料)

各保健所からの情報提供 (H23.5.9)

1 大船渡保健所管内 (5/6 分)

<避難所の状況等>

- ・大船渡公民館：牛乳など賞味で保存されている。
- ・大船渡小学校：賞味期限切れの食品を保管している。

<その他>

- ・薬剤師会による避難所への市販医薬品の提供。
- ・理学療法士会との連携で、介護予防の啓発を今後検討してはどうか。
- ・心のケアのフォローケースによっては、保健チームと心のケアチームの同行訪問を行うことも必要。
- ・避難所の健康問題は、落ち着いてきているが、仮設住宅に入れるか、住む家が確保できるか、具体的な目処が立たない不安がある。

2 釜石保健所管内 (5/8 分)

<活動状況>

●釜石市

日赤：(鈴子地区) 診察 41 人 (軽症者、インフル 8 人) リラクスルーム利用者 2 人 (不眠)
(旧釜石一中) 診察 4 人 (軽症者) 千手院 (リスト外分) 診察 4 人

秋田：(市民交流センター、松原地) 診察 (慢性期がほとんど)

富山：(白山、大平、旧釜石商業地) 診察 14 人、リハビリ 23 人 (上気道炎散発。尾崎小は年配者が多いため服薬指導が課題。)

自衛隊：(栗林小) 診察 6 人 (本日現在避難者数 128 人)

●大槌町

長野：(大槌高校) 診察 11 人。

沖繩：(中央公民館) 診察 21 人 (風邪、鼻炎が多い。)

大阪：(寺野) 診察 31 人 (うち 4 人上気道炎) (大槌HP支援) 診察 金：17 人、土：8 人、日：1 人

日赤：(安波小、藤打広、山岸地) 診察 24 人 (うち安波小は腹痛・下痢が多い。原因として食環境が岩手劣悪なためではないか。賞味期限切れの物資が多い。ストレス症状によるものもありか。)

大阪：(旧吉風吉里中体育館、赤浜小) 診察 14 人 (うち 1 人県立釜石HPに紹介。在宅で 1 人褥瘡が悪化している者あり。明日から訪問者復利用。)

●心のケアチーム

山口：(釜石) 診察 7 人 (避難所において「こころのケア」について講演活動実施。仮設住宅移行後は介入の方法を検討する必要あり。)

●本郷リハビリ班

(釜石) 避難所 3 カ所、在宅 7 戸計 14 人に指導。

●薬剤師会

- ・服薬指導の継続
- ・お薬手帳、血圧手帳、血圧計、ネブライザー等資材を揃えているので各医療班で活用願いたい。
- ・避難所訪問中、①ネズミの発生、②避難者のタバコのマナーが悪い等の声があった。また、睡眠剤等とアルコール等の同時接種について指導が必要と感じた。今後、保健所に相談のうえ対応を考えたい。

●本郷から

- ・大槌町内の巡回バスはまだ結論が出ていないが、現在大槌町内で運行されている各種バスの情報をまとめたので参考とされたい (県交通無料バス、自衛隊入浴送迎バス等。特に、赤浜～県立釜石HP間のバスは、大槌HP仮設診療所付近を通るので活用可能か。)

3 宮古保健所管内

(宮古保健所での医療ミーティング…5/5分)

- ・避難所は、特に重症患者はなく、安定しています。
- ・薬局へ行けない人への長期処方、現在の保健所配達方式が、7日から保健所を介さない薬局配達方式に変わりますので、ミーティングで、対応について再確認しました。薬局でうまく対応してくれることを期待します。

(山田町での保健医療ミーティング…5/6分)

<各チームの活動状況>

■本荘救護所

(5日) 日中6人、夜間1人、往診3人

(6日) 日中4人、夜間0人、巡回0人

■山田地区(県立山田(戸塚共立第一))

(5日) 27人(巡回8人)、時間外6人・・・家族全員感冒に罹患

(6日) 45人(巡回10人)、時間外2人

※喘息が出てきている。

(保健所から) はまなす学園避難者について、前日までのインフル保症状者について、5日静岡県保健師チームに保健指導に入ってもらった。本日昼現在で全員解熱(新規なし)

■緑笠地区・山田高校(日赤兵庫)

(5日) 14人

(6日) 11人 感冒等なし、急性疾患

■船越・大酒地区・青少年の家(日赤大阪)

(5日) 2人 心のケア: 8人

(6日) 4人 心のケア: 4人

■豊岡根地区・大沢地区(和歌山県)

(5日) 巡回依頼なし

(6日) 13人(豊岡根GH、避難所巡回)

■陸奥

■こころのケア(大坂府)

(5日) 1人(処方1)

(6日) 7人(処方3) ※子ども7人;急性ストレス障害

■こころのケア(高知県)

(5日) 4人

(6日) 7人 ※急性ストレス障害、避難所生活に不適応

■近藤医院

(最近の診察状況について聴取)

最近180人程度の診察・・・ノロ1名(+)、肺炎(77歳♀)

(保健所) 震災前と比べてどうか?

(近藤) 数だけみれば、震災前に戻っている。

(保健所) 喘息がでてきているという報告があったが、

(近藤) 寒暖の差、季節の変わり目による体調変動と思われる。

<意見交換>

◎山田地区における医療支援チームの体制・運営(第4案)について、前回の議論を踏まえた修正案を提示、基本的に合意を得た。

○ 受入調整、管理

【各医療救護班の皆様】岩手県における医療救護班の派遣体制について

岩手県における被災地への医療救護班の派遣については、現地における受入時の混乱を避けるため、関係団体により構成する「医療対策班（災害医療支援ネットワーク）」において調整し、派遣先等を決定することとしています。

1 医療対策班（災害医療支援ネットワーク）

【構成機関】岩手医科大学、岩手県医師会、日本赤十字社岩手県支部、国立病院機構、岩手県医療局、岩手県（保健福祉部医療推進課）

【設置場所】岩手県災害対策本部（県庁4階）

2 医療救護班の派遣手続き

医療救護の協力をいただける方

↓電話、FAX等

医療救護班としての登録

【受付窓口】岩手県医療推進課 TEL 019-629-5416・5415

FAX 019-626-0837

（岩手医大、県医師会、日赤、国立病院機構等で個別に対応しているものを除く）

↓

医療対策班（災害医療支援ネットワーク）

- ① 各被災地域（市町村・病院・保健所等）のニーズを踏まえた派遣調整
- ② 各医療救護班への連絡

↓

医療救護班が県庁に参集

【参集先】岩手県医療推進課（岩手県盛岡市内丸10-1 県庁9階）

- ① 派遣地域の指定
- ② 活動許可証の交付
- ③ 留意事項等の説明

↓

医療救護班が現地へ出発

岩手県医療推進課での説明時に指示のあった参集拠点を訪問し、担当者の指示に従いながら活動開始。

3 その他

- ・ 交付した活動許可証は返却する必要はありません。
- ・ ガソリンや宿泊場所等の手配はできかねる状況ですので留意願います。

担当 医療推進課 地域医療推進担当
TEL 019-629-5415・5416
FAX 019-626-0837

○ 受入調整、管理

【各医療救護班の皆様】医療救護班の活動報告について

医療推進課 地域医療推進担当

本県における医療救護活動へのご協力に感謝申し上げます。

各地域における医療救護班の活動状況を把握するため、下記により活動状況の報告をお願いいたします。

1 報告時期

- (1) 当初予定していた活動内容（活動場所、期間等）に変更が生じたとき
- (2) 活動を終了するとき（引継ぎ等の円滑化のため、活動終了予定の前日に報告を入れてください。）

2 報告内容

- (1)の場合…活動内容変更の具体的な内容（活動場所、期間等）
- (2)の場合…活動地域の状況・引継ぎにあたっての留意事項（その後に入る救護班に事前に伝達しておくべき事項等）

※ その他、活動にあたって調整を要する事項が生じた場合は、随時ご相談願います。

3 報告先

原則として活動地域を管轄する保健所へ電話報告願います。

活動市町村名	報告先	電話番号
久慈市、洋野町、野田村、普代村	久慈保健所 (久慈市八日町1-1)	0194-53-4987
宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	宮古保健所 (宮古市五月町1-20)	0193-64-2218
釜石市、大槌町	釜石保健所 (釜石市新町6-50)	0193-25-2702
大船渡市、陸前高田市	大船渡保健所 (大船渡市猪川町字前田6-1)	0192-27-9913

もし、保健所への連絡がとれない場合には、下記へ電話報告願います。

県庁医療推進課地域医療推進担当 TEL 019-629-5415・5416

【各保健所担当の皆様へ】

お手数ですが、各医療救護班からの報告内容を医療推進課まで報告願います。

○ 受入調整、管理

医療救護班の皆様へ(確認事項)

岩手県保健福祉部医療推進課
 担当TEL 019-629-5415・5416
 担当FAX 019-626-0837

本県における医療救護活動へのご協力に感謝申し上げます。
 救護活動までの打合せ等は次のとおりとなります。

<p>参集場所 (市町村担当)</p>	<p>○米崎コミュニティーセンター ○住所: ○陸前高田市健康推進課長 菅野(電話:090- 陸前高田市仮庁舎 028-683-7547</p>
<p>参集日時 (打合せ日時)</p>	<p>○岩手県庁 : 月 日(): ~ ○米崎コミュニティーセンター 月 日(): ~</p>
<p>ライフラインの状況</p>	<p>○電気: ○水道: ○ガス: ○電話:</p>
<p>各種連絡先</p>	<p>○県庁医療推進課地域医療推進担当 TEL019-629-5415・5416 ○大船渡保健所 TEL090-</p>
<p>その他</p>	<p>○医療救護班の活動メンバーは、県庁での打ち合わせの際交付する「災害医療支援ネットワーク許可証」を携帯願います。</p>

○ 受入調整、管理

岩手県災害対策本部内「医療対策班」(災害医療支援ネットワーク)での対応について

H23.3.21 医療推進課

活動内容は、電話等での相談あるいは本部内外から寄せられる照会等に対応すること、または個々の担当に割り振ることになります。下記一覧では対応できないものも多いと思いますので、医療推進課職員等と相談しながら対応をお願いします。

No	相談内容	対応方針・連絡先等
1	被災地での医療救護活動に参加したい。(都道府県や病院などチーム単位での申出の場合)	医療推進課へ(地域医療推進担当) 内線 5416 か 5415
2	被災地での医療救護活動に参加したい。(個人としての申出の場合)	岩手県医師会へ(千葉統括部長) 電話 019-651-3399
3	被災地域からの患者搬送をお願いしたい。(県立病院から)	医療局災害対策本部へ 内線 6311
4	被災地域からの患者搬送をお願いしたい。(県立病院以外から)	相手方から必要事項(「どこからどこへの搬送か(相手方との調整は済んでいるのか)」「患者の状況は(人数、症状、歩行可能か)」「いつ、どこに行けばよいか」「連絡担当」等)を聞いて、災対本部内の消防担当等と調整
5	【各地域の医療救護班から】現在の活動状況等を報告します。	状況を聞き取り、内容をボードに書き写す等の手段で関係者間の情報共有を図る。 (在籍していれば、医大の高橋先生や秋富先生等に受けてもらったほうがよいと思います。)
6	〇〇がヘリで花巻空港に搬送されたと聞いたのですが、その後どこに行ったのですか。	医療推進課へ(地域医療推進担当) 内線 5414 か 5415
7	医薬品や医療資器材の供給をお願いしたい。	健康国保課へ(薬務担当) 内線 5467
8	【企業から】医療資器材を提供できる。	地域福祉課へ(生活福祉担当) 内線 5421・5422
9	【マスコミから】医療救護班等の活動状況について教えてください。	医療推進課へ 佐々木担当課長(内線 5416) か野原総括課長(内線 5475) に対応を依頼。

No	都道府県名	チーム名	連絡先 (登録票連絡担当)	派遣先	3/17		3/18		3/19	
					職種	氏名	職種	氏名	職種	氏名
1	(長野県)	市立大町総合病院		釜石 (小白浜愛護会、本郷コミュニティセンター等)	医師1 看護師2 業務調整員2					
2	大阪市	大阪府大病院局総合医療センター		釜石 (栗林小、上栗集会所等)	医師 看護師 調整員 ドライバー					
3										
4	(長崎県)	長崎市立市民病院		釜石			医師 看護師 薬剤師 事務			
5	石川県	石川県済生会金沢病院		陸前高田			医師 看護師 事務			

いわて災害医療支援ネットワークセンター

岩手県災害医療本部内 019-090-090-090 /019-090-090 (FAX兼用)

拠点病院: 県立久慈病院
0194-53-6131

●久慈地区
地域拠点: 久慈保健所
担当: 和田主査
連絡先: 0194-53-4987
(無線) 9-28-244
FAX: 0194-52-3919
※ミーティング: 毎日18時
(主に久慈病院)

拠点病院: 県立宮古病院
080-090-090-090
(衛星) 090-090-090

●宮古地区
地域拠点: 宮古保健所
担当: 柳原所長
連絡先: 080-090-090
(衛星) 080-090-090
FAX使用不可、メール可
: yahoo.co.jp
※ミーティング:

拠点病院: 県立金石病院
0193-25-2011

●金石地区
地域拠点: 釜石シープラザ
担当: 県保健所八重樫課長
地域福祉課 小田島さん
連絡先: 090-090-090
FAX: 0193-25-2294
※ミーティング: 毎日17時

拠点病院: 県立大船渡病院
(無線) 9-20-5571、(衛星) 090-090-090

●大船渡地区
地域拠点: 市役所
担当: 市対本部
医療担当 志田課長
連絡先: 080-090-090
FAX: 使用不可
※ミーティング: 毎日18時

●陸前高田地区
地域拠点: 米崎コミュニ
ティセンター
担当: 市健康推進課
菅野
連絡先: 080-090-090

【洋野町】
【久慈市】
【野田村】
(拠) サライズスタジアム
赤十字
【普代村】

(拠) 宮古北高校
地域医療チーム
(拠) 磯鶏地区
?
(拠) 鯉ヶ崎・崎山 パークホ
テル(?)
札幌医大
重茂漁協
静岡県

(拠) 山田南小学校(山田地
区)
国立病院機構
(拠) 県立山田病院
昭和太
(拠) 大沢小学校(大沢地区)
赤十字
(拠) 山田高校(織笠地区)
赤十字
▲ サブプライ拠点
(拠) 青少年の家(船越地区)
赤十字
豊間根中
和歌山県

(拠) 鈴木広場教護所(釜石市)
赤十字
(拠) 旧釜石一中(釜石市)
赤十字
(拠) 栗林小学校(釜石市)
大阪市立総合医療センター
釜石高校(釜石市)
自衛隊
中央公民館
沖縄県医師会
(拠) 大槌高校(大槌町)
AMDA
▲ サブプライ拠点
(拠) 安渡小(大槌町)
大阪市立大学
(拠) 吉里吉里小学校(大槌町)
大阪三島→大阪府立病院機構

(拠) 大船渡地区公民館(大
船渡町)
岡山大学(?) → 24日岡山
県
秋田大 →
(拠) リアスホール(盛町)
徳洲会
(拠) 花菱縫製(越喜来)
国保越喜来診療所

(拠) 高田第一中学校(高田
町)
赤十字
(拠) 長部小(長部地区)
北海道大学
(拠) 米崎コミュニティーセン
ター(米崎町)
三重大
▲ サブプライ拠点
(拠) 小友保育園(小友町)
千葉県
(拠) 下矢作コミュニティーセ
ンター(竹駒町)
聖マリア
(拠) 広田小学校(広田町、竹
駒町)
県立中央病院

差出人: 坊良 [REDACTED]@pref.iwate.jp>
件名: Re: 3/24活動報告
日付: 2011年 3月 24日 (木) 22:46
宛先: 山田 [REDACTED]@me.com>
Cc: [REDACTED]@hotmail.com>(2件目以降は省略)

岩手医科大学 山田先生

現地情報ありがとうございます。

当方の医療班配置調整状況とご報告します。

■米崎コミュニティセンター

山田先生の連絡内容にありましたように、三重県チームを臨時的に支援してきた岡山大・秋田大チームが明日で業務終了です。その後継として、26日(土)か27日に東京都救急災害医療課から派遣される予定です。

また、岡山大チームの後継として岡山県編成チームが大船渡公民館に明日の午後に入ります。長期的に支援をお願いすることとしております。

■長部地区

山田先生からの情報を受け、高田市の担当課長に状況を聞いたところ、巡回診療については日赤さんをお願いして展開しているとのこと。新たな支援チームの配置については、石木院長の判断を仰ぎたいとのことで、28日に予定されている全体ミーティングを受けて対応を決めたいと思います。

以上、現在の状況について報告させていただきます。

> お疲れ様です。

>

> 本日の岩手医大救急チームの活動報告をします。

>

> 救急チームは陸前高田市の長部地区に入り避難所の巡回を行いました。

> 長部地区ではコミュニティセンターに北大チームが入り2診で診療活動を行ってま

> す。

> 長部小学校ではインフルエンザ様の症状のかたが2-3人いたそうですが拡大はしてい

> ないとのことでした。

> 双六地区は避難所一覧にある公民館が第1、その他に民家に避難者が居て第2避難所と

> なっているとのことですが、

> それぞれ60名程度避難者が居て9名と6名の診療を来ないました。

> 月山神社では慢性疾患の処方箋を14日分行き、不眠や便秘の訴えも多かったとのこと

> す。

> 長部地区の問題点としては、各避難所に医療チームがコミュニティセンターで診療を

> 行っていることが十分に伝わっていないということがあります。その他、コミュニ

> ティセンターへの移動手段がなく受診できない人も居るとのことです。今後巡回訪問診療の

> ニーズがあり得ると思います。また、歩行可能人たちを巡回バスでコミュニ

> ティセンターへ集めるといった方法もあり得ると思います。

> 巡回を行うとなると北大チームだけではカバーしきれないのでもう一チーム投入する

> 必要があります。

>

> 秋田大学・岡山大学チームは米崎で介護支援センター高寿園で診療を行いました。月・

> 木の巡回診療で対応している施設で、入所者が100名程度その他避難者がいるとのこ

> とです。避難者に関しては日赤チームが巡回しているようですが詳細不明です。

> 入所者には発熱や骨折疑い、胆嚢炎の診療をしました。

> そのほか感染性腸炎疑い者が2名居たとのことです。

> 米崎町は三重大学・岡山秋田チームでほぼ足りている状況のようです。

> その他米崎コミュニティセンターでパソコンで高田病院と大船渡病院での処方内容が

> 閲覧できるように明日からなるとのことでした。

> そのほか必要な医療機材に関して3/28までに石木院長にあげるようにと連絡が回って

> いるそうです。

> 米崎地区では医療班は足りているように思います。

差出人: 菊池 [REDACTED]@pref.iwate.jp>
 件名: Fw: Re: 派遣医療団の今後について
 日付: 2011年 4月 19日 (火) 10:07
 宛先: 千葉 [REDACTED]@pref.iwate.jp>
 Cc: 野原 [REDACTED]@pref.iwate.jp>(2件目以降は省略)

医療局 千葉推進監 様

いつもお世話になっています。

昨日、当方から伊藤院長へ回答した件について、御礼がありました。
 大船渡市（保健福祉課）へは、今朝、自治医大の活用の促進について、それとなく
 打診しておきました。
 （市でも直接、自治医大チームから活用促進を懇願されているようであります。）

避難所を中心とした業務は、徐々に縮小する見込みではありますが、今後は、地域医療再開に向けた取組の中で、県立病院への支援、高田病院等の仮設診療所への取組支援など医療局さんサイドにおいても、自治医大のチームを積極的な活用を図られる場面が多々創出できるのではないかと存じます。

自治医大チームは、長期のサポート派遣も可能な見込みのようですので、地域医療の再開のプロセスの機会の中で、有効的に活用いただければと考えます。

今後、自治医大の活用方向について、お互いに千厩の院長先生を煩わせることのないように図られれば幸いと存じます。

----- オリジナルメール -----

件名: Re: 派遣医療団の今後について
 差出人: 伊藤 [REDACTED]@pref.iwate.jp>
 日付: 2011年 4月 19日 (火) 8:05
 宛先: 菊池 [REDACTED]@pref.iwate.jp>

菊池さんへ

了解しました。ご配慮ありがとうございます。

2011年 4月 18日 (月) 21:45, 菊池 [REDACTED] さんは書きました:

- > 千厩病院 伊藤 [REDACTED] 院長先生
- >
- >
- > 医療推進課の菊池と申します。
- >
- > ご多忙のところ、ご連絡いただき、ありがとうございます。
- > 医療救護班の継続については、自治医科大学様も含め、現在、県内で医療支援を行っている関係都道府県あて、先般、知事名で継続要請を行ったところでございます。
- >
- > ご指摘の件については、今後の環境変化(仮設住宅・診療所の整備、避難所の再編、
- > 県病や開業医様など地域医療の再生に向けた動向など)を踏まえながら、これまでの
- > 応急的な避難所を主とした医療救護活動から、次のフェーズとして、地域医療の通常
- > 再開へ至る過程の中で、例えば、仮設診療所であるとか、開業医のサポートであるな
- > ど、地域のニーズに応じて、チームへ期待される役割は変化していくものと考えてて
- > います。
- >
- > 現在の避難所を中心とする救護活動の業務は、徐々に縮小の傾向が見られています
- > が、今後は、地域の通常医療を再開していく過程の中で、細く長くサポートいただけ
- > るチームが肝要だと考えております。抽象的ですがすみません。
- >
- > こちらとしても、チーム活用の判断の術は、地域からのニーズや意向が大きな要素
- > でありますので、仮に、せつかくの支援の機会がうまく活用しきれていないのであれ
- > ば、今後に向けても、非常に残念なことでありますので、ご案内のとおり、市へそれ

差出人: 菊池 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>
件名: Re: [REDACTED] たびたびで申し訳ありません
日付: 2011年 4月 20日 (水) 9:23
宛先: [REDACTED]
Cc: 佐々木 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>(2件目以降は省略)

[REDACTED] 様

平素、お世話になっております。

25日(月)の件については宜しく申し上げます。

さて、ご案内の件についてですが、環境変化に伴い、全般的に避難所の医療救護活動については、既にご承知のことと思っておりますが、患者数が減少傾向で推移しており、業務量もそれに比例して減少している状況です。

ご当地大船渡市については、災害拠点の県立大船渡病院を中心に、一部の開業医が医療活動に取り組んでいるところです。医療チームについては、現在、岡山県さんをはじめ、自治医大、JOC、地元医療機関チームなどがありますが、一部チームの撤退の動向も市から伺っています。

他の地域を見ても、仮設診療所整備(県立高田、大槌、山田、地元医療機関など)の検討が進展してきております。

やはり、避難所の救護活動業務が縮小してきているため、チームの段階的縮小が進みつつあります。他県医師会JMATは5月末で撤退方針ですし、山田の国立病院機構は今月中に撤退する意向なども伺っております。

今後のお願するうえでの視点とすれば、応急的な各地の避難所の救護活動が一段落しつつあるものの、現状では、地域医療機関でまかないきれない①仮設診療所の活動、②再編の結果、継続的に必要とされる拠点避難所の活動、③災害拠点病院、開業医などのサポート活動などが、次のステージとして想定される場所ですが、具体的な要請をするうえでは、こちらからの働きかけもさることながら、地域からのニーズを待っているというところも正直な所です。

地域替えの可能性については、各地域で現在支援をいただいている団体を軸に確認等を行っているところであり、それらの結果等を見て地域に過不足等があれば調整していくこととなりますが、現時点では、避難所を中心とするチーム活動(個別の医療機関への支援は別として)の可能性については、あまり高くないのではないかと考えます。

色々、調整関係でご苦労をおかけしすみません。

> 岩手県医療推進課

> 菊池 様

>

> いつも大変お世話になっております。[REDACTED]です。

> たびたびのご照会でご迷惑をおかけします。

>

> 先ほどお電話させていただきましたとおり、5月以降の救護班派遣に

> つきまして、4月23日(土)から現地で調整をさせていただきたく、

> どうぞよろしくお願い申し上げます。

>

> 現地での意向を十分聞いた上で、4月25日(月)10:00に

> 岩手県庁にお伺いさせていただきたいと存じますので、どうぞ

> よろしくお願い申し上げます。

> 今のところ、災害担当の主任と、県職員2名でお伺いする予定です。

> 別に医師等とご一緒することとなりましたら、事前にご連絡します。

>

> また、次の点について、事前にお伺いさせていただきたいと存じます。

>

差出人: 菊池 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>
件名: 【岩手県医療推進課】医療救護チーム派遣の件
日付: 2011年 4月 25日 (月) 20:14
宛先: [REDACTED]@mbox.pref.osaka
Cc: 梅木 [REDACTED] <[REDACTED]@pref.iwate.jp>(2件目以降は省略)

大阪府医療対策課 救急・災害グループ [REDACTED] 様
[REDACTED] 様)

医療救護チームの派遣につきましては、大変お世話になっております。
岩手県庁医療推進課の菊池 [REDACTED] と申します。

さて、本日、当課の武田からメールを差し上げた件でございますが、以下、補足させていただきます。

記

■ 吉里吉里小学校の件

まずは、町立吉里吉里小学校のご移動の件についてですが、被災地では、緊急的に小中学校・高校が避難所となったケースが多く、学校の再開の目途も含めて、緊急的な避難所の再編等が避けて通れない課題でありました。

当小学校については、通年よりもかなりの日程の遅れのなか、4月20日に始業式、本日25日に入学式の挙行へと至っております。

学校再開に急を要するためとは言え、一部の関係者から、貴府チームに対して、苦言が呈されたとの情報も寄せられており、大変不快な思いをさせたとすれば、非常に申し訳ありませんでした。

県としては、学校の再開が緊急課題であり、当面の吉里吉里小学校から体育館への移動については、現地のニーズであり、お願いする立場であります。

今後も、避難所等の運営の都合上など、地域事情が刻々変わる中、貴府チームへ事前の説明機会に至らない場合も多々あるかと存じますが、地域内でのミーティング連携の中で、宜しくご配慮いただければ幸いです。

こちら、できるだけ情報提供に努めたいと考えます。

■ 今後の医療班の編成、派遣期間の見込み等

当大槌町内においては、本日、県立大槌病院の仮設診療所が上町ふれあいセンターにて開所いたしました。このように、今後、地域医療機関の通常診療の再開、自立に向けた取組が徐々に具体化し、これらと並行しながら、他都道府県からの支援を考慮すべきフェーズにきております。恐らく、貴府チームからも聞こえていると思いますが、避難所を中心とした救護活動は、患者数も収束し、かなり落ち着いてきていると考えます。

県としては、現地からのニーズが、貴府へお願いするうえでの最優先の判断材料として考えております。

今後、現地のミーティング等において、更に内容が明確化することと存じますが、今後のチーム編成においては、先の武田の連絡にも、ありましたとおり、派遣期間については、最大でも5月中旬から下旬頃までを目途に、医師1名体制の班編成で、避難所の巡回診療などをお願いできればと考えております。

貴府におかれては、調整等の面で、多々ご苦勞をおかけしております。

当県の地域医療の通常再開に向けた同じ目的のもとで、引き続き、ご理解やご支援をいただければ幸いです。

長文、大変失礼いたしました。

岩手県保健福祉部医療推進課

使用条件

1 条件

岩手県は、検診車による照射録を整備するとともに、日報を作成することとする。

2 使用状況の報告

ア 岩手県は、毎週金曜日に前週の金曜日から今週木曜日の使用状況を大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課がん対策グループへ提出するものとする。

イ 岩手県は、アのほか大阪府から照射データの提供を求められたときは、これを提出するものとする。

貸付人大阪府（以下「甲」という。）と借受人岩手県（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（検診車の貸付）

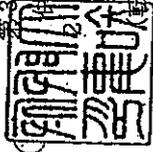
第1条 甲は、乙に対し、別表1に掲げる検診車を無償で貸し付けるものとする。

（貸付の期間）

第2条 前条に定める貸付の期間は、平成23年3月30日から平成23年5月31日までとする。

（検診車の用途）

第3条 乙は、検診車を東北地方太平洋沖地震に伴う医療救護活動支援以外の用途に使用してはならない。
乙は、甲の指示に従い、別紙1の使用条件に基づき検診車を使用するものとする。



（転貸等の禁止）

第4条 乙は、検診車を債務の担保としたり、他に転貸してはならない。

（維持管理）

第5条 乙は、善良なる管理者の注意をもって、検診車を維持管理しなければならない。

2 前項の維持管理に関する費用は、乙が負担するものとする。

（現状の変更）

第6条 乙は、甲の承認を受けたときのほか、検診車の現状を変更してはならない。

（事故の報告）

第7条 乙は、検診車に事故が発生したときは、遅滞なく甲に対し、その顛末等について報告しなければならない。

（返還義務）

第8条 第2条に定める貸付の期間が終了したときに、乙は、第6条の甲の承認を受けたときの検診車の現状を変更する場合は、貸付時の現状のまま、検診車を甲に返還しなければならない。

（損害の賠償）

第9条 乙は、検診車の使用及び維持管理に当たって、検診車を毀損し、又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責任において損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める各条項に違反していると認めるときは、この契約を解除することができる。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めがない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年3月30日



甲 大阪府 橋下
代表者 大阪府知事



乙 岩手県 遠増 拓
代表者 岩手県知事

【別表】

区分	登録番号	車名	車台番号	型式	購入価格(円)
へリカルCT検診車	なにわ800 は 612	日野	FW1EXW-11760	KS-FW1EXWG改	99,697,500
合 計 額					99,697,500